

第 9 回再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会への意見

2018 年 10 月 15 日

東京大学生産技術研究所 岩船由美子

本日所用につき、伺うことができませんので、書面にて意見を述べさせていただきます。

1. 資料 1：再エネの災害時の活用に向けて（P7,P9）に関して。

家庭用太陽光発電が、停電時に自立運転機能を生かして 85%が運転できたというのは、大変素晴らしいことであり、どのような用途に使えたか、等含めて、非常時の有用性について広く情報提供していただきたい。

「需要家のレジリエンスにつながる自立電源等の導入支援」に関しては、費用と効果のバランスも考えていただきたい。住宅や公共建物等の屋根の太陽光発電の自立運転機能を使用することは適切な方法と思うが、レジリエンスを高めるために自営線を引き回し、ただでさえ高い再エネのコスト上昇を招くような方向性は望ましくないのではないか。定置式の蓄電池導入に関しても同様である。屋根 PV の活用に加え、電気自動車の蓄電池を非常時に活用できる仕組みを用意しておくことが、経済的に合理的な範囲なのではないか。

2. 資料 2：未稼働案件への対応について

最近の石油価格上昇で、これまで賦課金を相殺してきた燃料調整分の上昇が見込まれることもあり、改めて再エネ賦課金の大きさが一般需要家に強く意識されるようになっていく。台風等によるパネル被害による懸念と併せて、再エネへの逆風は次第に大きくなっていく。その点を真摯に受け止め、国民負担の増加につながる未稼働案件には厳格な姿勢で臨むべきである。資料 2 の対応は、実効性を考え丁寧に整理されていると思うが、いくつかコメントしたい。

(P13) 未稼働案件には、①事業者側の要因で稼働していない②系統側の要因で稼働していないがあるとされているが、①と②の割合はどうなっているのか。①が大多数であれば、②への配慮は必要ない。いずれにせよ、このような割合が定量的に把握されていることが重要である。

(P16) 運転開始時期を踏まえた適正な調達価格について

着工申し込みの受領日の 2 年前の調達価格を適用するのではなく、その年の調達価格の適用でよいのではないか。これまで先延ばしにされた運転開始期間の長さを考えれば、一定の準備期間もあったとみるべきで、新規案件と同様の期間を確保してあげるとするのは、過剰な配慮ではないか。

(P17) 運転開始期限については、一年以内とすることはよいと思うが、超過しても、20 年の調達期間が短縮するだけであり、認定が取り消されるわけではない。今回の対応案で

は、一定程度国民負担は緩和されるが、なにも対応しない未稼働案件は排除されないので、抑えられている系統容量は開放されず、抜本的な問題解決にはならない。法改正が必要なから必要で、早急に対応していただきたい。

3. 資料3：事業規律の強化と地域共生の促進について

台風による被害について、より詳細な実態データが必要である。P3,P4の被災状況において、規制を守ったしっかりしたものが被災したのか、そうではなく、不適切な設備、工事、管理下にあったものが被災したのか、によってとるべき施策が違ってくる。

「電気事業法に基づく技術基準の適合性に疑義があると思われる案件を特定した上で、電気事業法やFIT法に基づく、報告徴収、立入検査を実施し、必要に応じて改善命令、認定取消し等の厳格な対応を速やかに行うこととしてはどうか。」とある。それはもちろん望ましいが、ルール化できたとして、そのルールが本当に担保されるのか。速やかに、とあるが、本当にそれが実行可能なのか。

膨大な50kW未満案件のことを考えると、膨大な設備を適切に監視、管理する仕組みが必要である。論点4にもあるように、すでにルール化されたフェンスの設置なども、守られていない案件も多いと聞いている。データベース構築、監視等の機能のアウトソーシングも含めて、本気で取り組むべき時に来ている。自治体の権限強化も重要である。不具合が生じてから、対応まで時間がかかるようでは、国民の再エネへの信頼は得られない。

以上